

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方^{*}は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に
係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する個人住民税、法人住民税、固定資産税、国民健康保険税など、ほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）又は令和2年6月30日までのいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。

Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

Q フリーランスの場合や、パート、アルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- ・フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。
- ・パートやアルバイトの方を含む給与所得者の方も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 住民税が給与から天引きされている場合は申請できますか。

- ・給与から天引きされている、いわゆる特別徴収の対象となっている個人の方からの申請はできません。

Q 口座振替となっている場合は対象になりますか。

- ・口座振替で納税されている方も対象となります。ただし、納期限間近に申請いただいた場合には手続きが間に合わず引き落とされる場合がございます。余裕をもった申請（納期限の概ね2週間前まで）をお願いいたします。

Q 窓口での申請はできますか。

- ・3密を避ける観点から、原則として郵送での申請をお願いしております。ホームページから様式をダウンロードして申請書の提出をお願いいたします。郵送できない方は、川越市収税課までお問い合わせください。

Q 納期限が複数ある場合、申請は1回ですか。

- ・申請いただいた時点において一時に納付することができるかどうか判断するため、納期限ごとに申請していただく必要がございます。例えば個人住民税の場合、6月、8月、10月の納期限までにそれぞれ申請していただくことになります。

Q 今回の猶予を受けたことで、税金は免除となりますか。

- ・今回の特例は、あくまで納付を一時猶予するものです。納税義務が消滅するものではありません。

Q 「遡って特例を利用する」とはどういうことですか。

- ・例えば令和元年度の固定資産税のうち第4期分について、延滞金がかかる他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞金がないものとして猶予を受けることができます。

Q 収入や現預金の状況がわかる書類とはどのようなものですか。

- ・例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をお伺いします。
- ・また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により判断することもできます。
 - ・年間収入を按分した額（平均収入）と比較
 - ・事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較